

実習における倫理方針の策定に対する本学の取組み

——倫理的手続き上の実習施設の現状をふまえて——

大島 弓子¹, 鎌倉やよい², 岡田 由香³, 大須賀恵子⁴

Our Approach toward the Ethical Policy in Clinical Practice

—— On the basis of the Current Aspect of the Laboratory Equipment in Ethical Application ——

Yumiko Oshima¹, Yayoi Kamakura², Yuka Okada³, Keiko Ohsuka⁴

キーワード：実習倫理, 看護倫理, 倫理的配慮, 倫理方針, 倫理的手続き

I はじめに

現在, 人間一人一人の人権を守り, 多様な価値観を持つ個々人の生活の質を大切に考える考え方が基盤になってきている。しかし, 現実には, 高度の医療技術の発達から生じる生命への倫理的課題や, 高齢者等への意思決定擁護がなされているか等の倫理的課題が医療の中に山積しているのが現状である。

この状況の医療・保健・福祉に直接的に関わる看護職の実践能力は, 知識・技術・態度ともに質の高いことが必須である。看護教育の大学化が進む中で, 学士課程としての看護実践能力を十分, 育成していくために必要な教育内容, 方法の在りようが検討され, 平成14年3月に「大学における看護実践能力の育成の充実にむけて」として「看護学教育の在り方に関する検討会報告」が出された。この中で, 看護ケア基盤形成の方法として, 人間尊重・擁護の方法について打ち出されている。

また, 「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」(平成15年3月)では, 看護基礎教育における技術教育の課題が提起され, 技術の到達のレベル等の提案と共に, 臨地実習における基本的な看護技術の考え方をうちだした。この考え方には, 患者の権利の保障と安全性の確保, 実施する援助内容への十分な説明と実践できるレベルまで技術を修得させること等が報告

されている。さらに, 臨地実習における患者の同意, これには十分説明した上での協力の同意, この同意は文書であることが望ましい等もうちだされている。医療や看護教育におけるこのような状況下で, 各教育機関では, 教育内容, 方法において倫理的な取り組みが検討されてきている¹⁾²⁾。

本学でも, 看護学系教員から臨地実習において受け持ち患者からの同意を得る手続き等具体的な見地からの課題が提起されると共に, 看護実践能力の育成を確実にしていくための方策も検討することの必要性が論議された。これらの中で特に, 臨地実習における患者への十分な説明と同意等を含む実習の倫理に関する課題について, 本学としての具体的な見解を持つことの必要性から, 平成15年6月に実習倫理ワーキンググループを立ち上げ検討を開始した。

本学として, 臨地実習における学生の受け持つ対象者への説明と同意や倫理的手続き等の実習倫理に関する在り方, 具体的な取り組みを検討するにあたり, アプローチとして, どのような手順で検討を進めていくかの計画立案から着手した。

この検討は, 以下の順(図1)で進めていくこととした。実習倫理に関しては, 倫理的な立場を基盤にして实际的に具体的な行動が可能なものへと創り上げていくことが必要である。そのため, 本学の臨地実習施設との連携が必須になってくる。この点をふまえ, まず, はじめ

¹実習倫理ワーキンググループ 愛知県立看護大学(基礎看護学), ²実習倫理ワーキンググループ 愛知県立看護大学(成人看護学), ³実習倫理ワーキンググループ 愛知県立看護大学(母性看護学), ⁴実習倫理ワーキンググループ 愛知学院大学心身科学部健康科学科

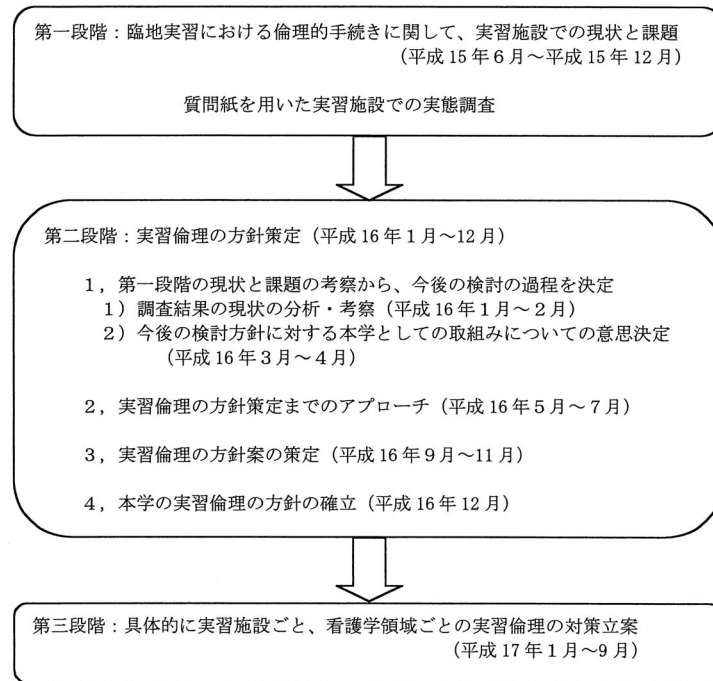


図1 実習における倫理の方針の策定に対する本学の取組みの流れ

に、各実習施設の倫理的手続きに対する取り組みや、これらに対する考え方、臨地実習に対する課題等についての現状を明らかにすることから開始することとした。これを第一段階とした。

次いで、この実習施設の現時点での実態をふまえた上で、本学の実習倫理に対する理念や倫理の原則的な本質を基盤にしながら、どのような内容や姿勢で取り組むか等の方針を明確にし、その方針に則り、さらに具体化にしていた。これを第二段階とした。

倫理に関する規範を確立していくために、この第一段階、第二段階を進めるにあたり、倫理に対する価値観は多様であり、1つの行動として決定するのに、その集団における共通認識をある考えに偏ることなく、納得し了解しながら作り上げていくことが重要である。このため、案策定→討議・評価→修正案策定→討議・評価→決定の過程を繰り返し行った。つまり、この本学の実習倫理の方針作成全体の過程をこの第一段階、第二段階の順で検討を進めるにあたり、この全体の経過を実践的な研究方法として、アクション・リサーチとして進めた。アクション・リサーチとして下記の内容を含めた。a 現状の中から問題を抽出し、実践的に解決する。b 研究に関わるチーム全員が参加者となる。c 研究の目標と実践の目標が同一になるよう討議を重ねていく、これらの内容が含

まれていること、また、理論的な研究と実践的な活動を統合していくことを含むこととした。

現在は、第三段階ともいえる過程であり、各看護学領域ごとに実習施設に対応した具体的な実習倫理に対する取り組みを行っている。

今回、この第一段階、第二段階の過程と課題について、その経過と共に報告する。

〈用語の操作的定義〉

1. 実習倫理

臨地実習において看護の対象の人権を擁護すること、かつ、実習する学生の人権、学修する権利を保障することが出来るための対応、姿勢、態度をいう。

2. 臨地実習における倫理的手続き

本研究で使用する「臨地実習における倫理的手続き」とは、学生の臨地実習を行うにあたり、その実習で対象となる方々への説明と同意に関わる事柄、および、個人情報守秘を目的とした記録物の記載、保管等を含む、その取り扱いについての内容をいう。

II 研究目的

臨地実習における倫理的手続きに関して、実習施設での現状と課題を明らかにした上で、本学における実習倫理の方針を策定し、実習倫理の対処を確立する。

III 方法

1. 第一段階：臨地実習における倫理的手続きに関して、実習施設での現状と課題（平成15年6月～平成15年12月）

1) 対象

平成15年度の本学の全看護学領域（基礎看護学，小児看護学，成人看護学，老年看護学，精神看護学，公衆衛生看護学，看護管理学訪問看護，助産課程）の臨地実習をおこなっている47施設で、記載は責任者に依頼した。

2) 調査方法

自記式の質問紙を用いた郵送調査。

3) 調査内容

(1) 質問紙の作成手順

実習の倫理的手続きに関する調査内容原案を研究者らで提案し、その内容を本学の看護学担当教員全員で、検討修正を繰り返し行った。各看護学の臨地実習では共通の普遍的な内容と特徴的な内容とがあり、また、実習方法も多様である。実習施設の設置主体や規模等が多種であるため、各実習施設への調査内容および質問として使用する用語に違和感がないか等十分検討し、内容の妥当性を図った。

(2) 調査項目

A. 学生の実習時、援助する対象者からの同意を得ることの有無。

B. 対象者に同意を得る方法：①継続して受持ち個別に援助②短期間でも受持ち個別に援助③受け持たないが何らかの援助を1つでも個別に実施④受け持たないが何らかの援助を見学するなど少しでも個別に関わる⑤複数の対象者に何らかの形で関わる⑥保健事業に参加⑦保健指導（見学も含む）を行う⑧家庭に訪問。この①～⑧の場合について、A口頭で説明し口頭で承諾 B説明書で説明し口頭で承諾 C説明書で説明し同意書で承諾 Dその他の4種類からの選択。

C. 対象に同意を得る場合の実施者：上記(2)の①～⑧の場合のA～Dの方法で行う際の実施者として、a施設責任者 b看護部長など看護部門責任者又は担当部課長 c看護師長など看護責任者又は担当部課長補佐 d実習担当責任者 e看護師又は保健師・助産師 f教員 gその他の7種類からの選択。

D. 同意を得る際の対象者への説明内容の概要，問題になった点についての自由記述。

E. 本学との「看護学実習指導業務委託契約書」以外の学生の実習の同意書の必要性の有無。

F. Eで「必要性を感じている」施設における、必要性を感じている関係について、①実習施設と患者間で、②大学と患者間で、③実習施設と大学と患者間で、④その他の4種類からの選択。

G. Eで「必要性を感じている」施設における準備状況について、①案を作成した、②検討中、③近々検討を開始する予定、④まだ検討予定はない、⑤その他の5種類からの選択。

H. 同意を得る方法に関して大学への意見や感想の自由記述。

I. 実習中の記録物の取り扱いについての意見の自由記述。

4) 調査期間

平成15年11月～12月。

〈倫理的配慮〉

第一段階：調査対象施設の実習担当責任者に対して調査目的を文書で説明し、協力を依頼した。学内における倫理的な手続きに対する検討資料としていく必要性から施設名は記名とし公表しないこととした。質問紙の返送をもって協力が得られたものとした。

平成17年度に入り、実習倫理の在り方に対して継続的取り組みを行っている現状を明確にした上で、さらに具体的な検討を重ねていくことの必要性が学内外から求められてきた。このことから、今回、平成15年度に調査の協力が得られた施設の実習担当者に、匿名性の保障、同意しない場合にも不利益がないことを明確にしたうえで、あらためて、結果の公表についての承諾の有無を文書で依頼し、郵送により確認した。この結果、平成15年度に協力の得られた全施設から、公表の承諾を得た。

2. 第二段階：実習倫理の方針策定（平成16年1月～12月）

下記の1)～4)の過程で、アクション・リサーチ的に検討、原案の策定、検討、修正案策定、検討、最終案策定を行った。

1) 第一段階の現状と課題の考察から、今後の検討の過程を決定

(1) 調査結果の現状の分析・考察(平成16年1月～2月)

第一段階の結果をふまえ、実習施設における倫理的な手続きに関する結果を集計し、ニーズ、課題を分析・考察した。この分析・考察は、我々実習倫理ワーキンググループで行った後、看護学系教員で行った。

(2) 今後の検討方針に対する本学としての取り組みについての意思決定(平成16年3月～4月)

実習倫理の方針を策定していくにあたり、その過程と方向性について看護系教員の共通認識に至るまで討議を重ねた。この共通認識として以下の①、②とすることを合意した。①本学の実習倫理の方針を決定する。②その実習倫理の方針に基づいて、各看護学の領域ごと、および実習施設ごとに具体的な方策と行動を検討する。

2) 実習倫理の方針策定までのアプローチ(平成16年5月～7月)

(1) 帰納的な取り組みと演繹的な取り組みとの検討

帰納的な取り組みとして調査結果および実習における現状からの考察と、演繹的な取り組みとして倫理学、医療の倫理、看護の倫理に対する文献からの検討をおこなった。

(2) 倫理原則からの検討

倫理原則について、倫理学、臨床倫理、生命倫理、看護倫理に関する文献を中心に検討した。

(3) 倫理綱領からの検討

世界医師会、国際看護師協会、日本看護協会等の倫理綱領から、内容と趣旨を検討した。

(4) 看護系学会の取り組みからの検討

看護倫理に関して全国規模の看護系学会の取り組みから検討した。

(5) 法律からの検討

実習倫理に関して法理としての観点から検討した。

(6) 先行事例からの検討

実習倫理に関する先行事例を文献により分析検討を試みた。

3) 実習倫理の方針案の策定(平成16年9月～11月)

(1) 実習倫理の方針案

上記の2)の(1)～(4)までのアプローチから得られた内容を検討し、倫理原則に基づいた概念枠組みを作成し、その枠組みにそって、主となる実習の行動規範を策定した。

(2) 看護系教員でのコンセンサスを得る検討過程

上記(1)について、看護系教員全員で討議し、修正し、共通認識が得られるまで検討を続けた。

4) 本学の実習倫理の方針の確立(平成16年12月)

策定した実習倫理の方針を教授会で承認した。

5) 第三段階への活動方向(平成17年1月～9月)

承認された実習倫理の方針にそって、各看護学実習で、具体的な実習倫理の手続きに関する方策、行動を検討し実施開始しはじめた。

〈倫理的配慮〉

第二段階：多様な価値観が生じるテーマであるために、看護系教員で討論を繰り返し、全員が共通認識をもてることを試みた。看護学の各領域ごとに実習の実情が相違するために、各領域ごとに教員間で討論し、意見の集約を行った上で、さらに、各教員が各々自由に意見を提出出来る機会も設け、討論と検討を行った。その上で、各教員が合意でき、各教員の意見が実習倫理の方針策定に反映できるよう努めた。

IV 結果と考察

1. 第一段階の結果

1) 回答数、回収率

回答のあった施設は36施設で、回収率80%であった。

2) 学生の実習時、援助する対象者からの同意を得る有無

1施設を除く35施設が得ていた。

3) 対象者に同意を得る方法(表1)

いずれの場合においても、「口頭で説明し口頭で承諾を得る方法」が最も多かった。1施設のみではあるが、「複数の対象者に何らかの形で関わる場合」、「保健事業

表1 対象者に同意を得る方法

	口頭で説明 口頭で承諾	説明書で説明 口頭で同意	説明書で説明 同意書で承諾	その他
継続して受け持ち、個別に援助する場合	16	0	1	0
短期間で受け持ち個別に援助する場合	17	0	1	0
受け持たないが援助を個別に実施する場合	21	0	1	0
受け持たないが援助を個別に見学する場合	22	0	0	0
複数の対象者に何らかの形で関わる場合	17	1	0	2
保健事業に参加する場合	19	1	1	0
保健指導（見学含む）を行う場合	23	0	1	0
家庭訪問を行う場合	24	0	1	0

n=36（施設）、複数回答

表2 対象者に同意を得る場合の実施者

	施設 責任者	看護部門 責任者	看護 責任者	実習担当 責任者	スタッフ	教員	その他
継続して受け持ち個別に援助する場合	0	0	7	5	5	1	0
短期間で受け持ち個別に援助する場合	2	0	6	6	6	1	0
受け持たないが援助を個別に実施する場合	4	0	2	7	13	1	0
受け持たないが援助を個別に見学する場合	4	0	0	7	17	1	1
複数の対象者に何らかの形で関わる場合	4	0	2	8	12	0	0
保健事業に参加する場合	5	1	0	7	13	1	1
保健指導（見学含む）を行う場合	5	0	0	8	16	1	1
家庭訪問を行う場合	4	0	1	7	18	1	1

n=36（施設）、複数回答

表3 対象者に同意を得る方法と実施者の詳細

	口頭で説明口頭で承諾						説明書で説明口頭で同意						説明書で説明同意書で承諾						その他					
	施設 責任者	看護 部門 責任者	看護 責任者	実習 担当 責任者	ス タ フ	教員	その他	施設 責任者	看護 部門 責任者	看護 責任者	実習 担当 責任者	ス タ フ	教員	その他	施設 責任者	看護 部門 責任者	看護 責任者	実習 担当 責任者	ス タ フ	教員	その他			
継続して受け持ち個別に援助する場合	0	0	6	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
短期間で受け持ち個別に援助する場合	2	0	4	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
受け持たないが援助を個別に実施する場合	3	0	1	6	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
受け持たないが援助を個別に見学する場合	3	0	0	4	17	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
複数の対象者に何らかの形で関わる場合	2	0	2	7	11	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
保健事業に参加する場合	3	0	0	5	13	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
保健指導（見学含む）を行う場合	4	0	0	7	16	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
家庭訪問を行う場合	2	0	1	5	18	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

n=35（施設）

に参加する場合」に「説明書で説明し口頭で承諾」がみられた。また、同様に1施設ではあるが、「説明書で説明し同意書で承諾」の方法も、多様な場合にみられた。

4) 対象者に同意を得る場合の実施者（表2）

同意を得る場合の種類により実施者は相違しており、

多岐にわたっていたが、数量的にみると、スタッフが実施者となっている施設が多くみられた。

5) 対象者に同意を得る方法と実施者の詳細（表3）

「口頭で説明し口頭で承諾」の実施者は多岐にわたっていたが、「説明書で説明し同意書で承諾」は施設責任者

が行っていた。なお、この結果については複数回答のあった1施設を除く35施設とした。

6) 本学との「看護学実習指導業務委託契約書」以外の学生の実習の同意書の必要性の有無
「必要性を感じていない」が31施設(86.1%)と多く、「必要性を感じている」のは、5施設(13.9%)と少なかった。

7) 「看護学実習指導業務委託契約書」以外の学生の実習の同意書の「必要性を感じている」のはどの関係か
「感じている」5施設のうち、どの関係について必要と感じているかは、「実習施設と大学と患者間」が4施設と多く、「大学と患者間」が1施設であった。学生の臨地実習でかかわる部門や人、全体の関係でのものが求められていた。

8) 「看護学実習指導業務委託契約書」以外の学生の実習の同意書の「必要性を感じている」施設における準備状況(表4)
準備状況については、「感じている」5施設のうち、「検討中」「近々検討を開始する予定」「案を作成した」「検討の予定はない」と回答が多様であった。

9) 同意を得る方法における意見・感じていること
17施設から記載があり、記述内容は、対象者が学生の実習対象として同意に消極的な場合や、同意してもらいたい意向での取り組みからの意見・感じていることがあがっていた。一方、問題はないという意見もみられた。また、説明方法では、その施設に対応した多様な内容が上げられており、また、対象者に負担をかけないような配慮した方法等が上げられていた。

表4 同意書に関する現在の準備状況

回 答	施設数
案を作成した	1
検討中	2
近々検討を開始する予定	2
検討の予定はない	1
その他	0

n=5(施設)、複数回答

10) 同意を得る方法に関して大学への意見や感じていること

14施設からの記載があった。大学側への教育や学生の対応への要望、同意をとることに関する提案や同意書に関する実施の困難さ等があげられていた。

11) 実習中の記録物の取り扱いについての意見

16施設からの記載があった。個人情報の漏洩を管理していく視点から、記録物の取り扱いに関する問題点・配慮してほしい点が多くあがっていた。大学の教育の在り方や学生への注意なども指摘としてあがっていた。

2. 第一段階の考察

殆どの実習施設が、学生の実習時、援助する対象者からの同意を得ていた。その方法は、どのような場合にも「口頭で説明し口頭で承諾」が多かった。また、施設や看護の責任者、スタッフなど多様な実施者も、「口頭で説明し口頭で承諾」が多かった。これは、大西ら³⁾の調査からも、文書での回答を行っている機関が少ない結果は同様であり、文書で同意書をもらうことが、平成15年時点では一般的ではなかったと考える。これは、本学との「看護学実習指導業務委託契約書」以外の学生の実習の同意書について、「必要性を感じていない」施設が86.1%と多かったことから、必要性を感じる気持ちとしても多くなかったことがわかる。1990年の日本医師会の生命倫理懇談会の報告書、1995年の厚生労働省の「インフォームド・コンセントの在り方に関する検討会」の報告書等からも、患者と医療者の信頼関係に重きを置いた考え方が主流であった。我が国におけるインフォームド・コンセントの浸透の有り様を反映していると考えられる。

しかしながら、患者の人権の擁護や個人の意思決定の権利の尊重などの社会での意識の高まりや、医療法、個人情報保護法等の法理を尊重する必要性からも、本来の倫理性を大切にしたい取り組みが、具体的に重要になると考えられる。

自由記述からは、施設により意見が多様であることがわかり、実習施設ごとの対応を考える必要がある。また、同意書の煩雑さを指摘する意見があり作成、実行などにおいてクリアしていくことの必要性がある。さらにこれらの検討を通し本学の臨地実習の内容や、指導方法の検討の必要性があると考えられる。

3. 第二段階の結果と考察

1) 第一段階の考察から、今後の検討の過程の決定について

第一段階の調査結果から、実習施設からは倫理的な手続きについては、これからの検討段階にあり、またその手続きについて煩雑さ等も懸念されていることが推察され、今後は、各実習施設、各看護学領域、それぞれに検討を重ねていく必要性が示唆された。

この検討をするにあたり、看護系教員で討議した結果、本学として実習倫理の方針を明らかにし、その方針の基、具体的な方策や実施内容は各看護学領域毎に検討決定し、実習を行うことの合意がされた。これは、本学の実習倫理の基本方針は共通認識として大切に、その上で、各実習施設の実情や、各看護学の臨地実習の特徴、個性を活かすこと、この両者の重要性を考えたためである。

2) 実習倫理の方針策定までのアプローチについて

(1) 帰納的な取り組み

調査結果から実習倫理の方針に内容として入れるものとして、対象者に承諾を得る、対象に負担をかけない、記録物等の個人情報への漏洩を防止すること等があげられた。

(2) 演繹的な取り組み

①倫理原則からの検討

「倫理原則」の内容として捉えられるものは、古くはソクラテス、プラトン、そしてヒポクラテス等が紀元前の時代から存在しており、その内容として「善行」「無害」が普遍的な倫理原則としてあげられていると思われる。中でも、ヒポクラテスの誓いは広く知られ、医師の職業倫理として扱われてきている。また、倫理は、社会的な合意によって歴史的な発展をとげるとするアリストテレスや欧米倫理思想のもと、キリスト教文化等の中で人間がどうよりよく生きるかの規範として発達してきたと考えられる。19世紀初めにドイツ人のフーフランド⁴⁾も医戒として、患者の貧富による不公平の禁止や治療に人体実験の禁止をあげている。

1960年代頃からアメリカを中心に、それまでの医療者が主体だった治療等意思決定を患者主体へと移行する「生命倫理」の考え方に発展した。この生命倫理の倫理的な基本原則として、自己決定、善行、公正、平等があげられた⁵⁾。しかし、この倫理原則を活用する考え方について、赤林⁶⁾の意見では原則主義から臨床をみることの限界をあげている。一方、清水⁷⁾は使い次第で行

動規範とし有用であるとしているなど、この倫理原則を枠組みとして捉えることについての論議がされており、本学の実習倫理の方針への適用について一考を要すると考えられた。

次に看護倫理からの検討を行い、Veatch & Fry (1987年)が提唱している⁸⁾看護実践の重要な倫理原則、「善行」「正義」「自律」「誠実」「忠誠」について内容の分析・検討を行った。この5つの原則は、倫理についての全般にわたる見地からみても妥当であり、臨床倫理、生命倫理の観点からも妥当であり、かつ活用可能ではないかと考えた。このため、本学の実習倫理の方針の枠組みとして採択することとした。

なお、木村⁹⁾、小島¹⁰⁾、デーヴィス¹¹⁾等の考え方についても検討を加えた。

②倫理綱領からの検討

1947年国際軍事裁判の際に示された「ニュールンベルグ綱領」、第2回世界医師会総会で出された「ジュネーブ宣言」、第18回世界医師会総会の「ヘルシンキ宣言」、第34回世界医師会総会の「リスボン宣言」、39回世界医師会総会の「マドリッド宣言」の内容を分析し医療における倫理方針の推移と現在、求められているものを検討した。

次に看護職の倫理規範について、2000年の国際看護師協会の「看護師倫理綱領」、2003年の日本看護協会の「看護者の倫理綱領」について内容の分析を行い現時点における看護倫理の視座を確認した。

③看護系学会の取り組みからの検討

看護系学会の取り組みでは、日本看護科学学会が1991年から看護倫理検討委員会を発足させている。1992年¹²⁾、1993年¹³⁾、2001年¹⁴⁾の委員会報告のほかは、看護研究の倫理の取り組みであった。この内容を分析・検討し、医療の倫理的課題について看護職の姿勢についての確認を行った。

④法律からの検討

日本国憲法第11～14条、25条、97条、医療法第1条、保健師助産師看護師法第42条、44条、個人情報保護法(平成17年4月1日より全面施行)と「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等の内容を吟味した。アメリカにおける法理としての医療の倫理の現状と日本での現状は同様に捉えることは難しいと思われるが、判例からみて¹⁵⁾も十分、法の内容を理解し準拠した倫理的な対応が必要である。

⑤先事例からの検討

実習倫理の方針策定について、取り組んでいる教育機

表5 愛知県立看護大学における実習倫理の方針

教授会(2004年12月1日) 愛知県立看護大学

倫理の原則		方針
善行・無害 do good, don't harm	善を行い害を避けることなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習における看護ケアの責任は施設側にあること、学生指導の責任は大学側にあることを了解する。 ・ 学生が実施する技術は、既に習得した技術であること、実習指導者^{注)}ないし教員の指導の下に看護ケアを行う。
正義・公平 justice, fairness	適正かつ公平なヘルスケアの提供など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が看護ケアを行う対象を選択するとき、国籍・人種、民族、宗教、信条、年齢、性別および性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイルなどで差別しない。さらに、対象の個別的な特性やニーズに応じて、公平に看護ケアを行う。
自律 autonomy	自己決定、自由な意思決定など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が実習指導者の責任の下に看護ケアを行うことについて、対象が理解できる十分な説明を行い、対象が自己決定できるようにする。 ・ 実習指導者の責任の下であっても、学生が看護ケアを行うことに同意するか否かは自由であること、また同意後であってもそれを撤回できることを対象に説明する。 ・ 学生が看護ケアを行うことを拒否したり、同意後に撤回しても不利益を被らないことを対象に説明する。
真実・誠実 truth, truth-telling	真実を告げる、嘘を言わない、正直であるなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生は、自己の責任と能力を的確に認識できるようにし、看護ケアの実施について誠実に対応する。
忠誠 promise-keeping, fidelity	守秘義務、約束を守るなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象からの情報収集は必要最小限とし、実習記録には対象個人を特定する情報を記載しない。 ・ 対象名と学生を連結する書類は、病棟あるいは施設内に保管し、その管理責任者は施設側の責任者とする。 ・ 電子化されている情報の取り扱い、その施設での情報保護規程を遵守する。 ・ 非連結の手続きをとった実習記録については、学生が管理する。

注) 実習指導者とは、施設側の看護職であって、実習中に学生を直接指導する者をいう。

関は我々が探索したところ文献ではみあたらなかった。このため、先行事例としての検討は行えなかった。

3) 実習倫理の方針案の策定(平成16年9月~11月)

(1) 実習倫理の方針案(表5)

表5に示すように、Veatch & Fry(1987年)の5つの倫理原則に基づいた概念枠組みを作成し、その枠組みにそって、その主となる実習時の行動の規範案を策定した。行動規範は、第一段階の調査から必要として導かれたものと、日頃の実習での課題になる点、方針案策定過程で得られた必要事項により、策定した。

(2) 看護系教員でのコンセンサスを得る討議、評価の過程

方針案について、看護系教員全員で討議し評価の後、修正し、また討議を重ねた。教員各個人個人→各看護学領域→教員全員と納得した共通認識が得られるまで、この過程を繰り返した。この過程で、文言の解釈が相違していることや、価値観の相違、学生に求める能力の相違などが明らかになり、討議により調整をはかった。

4) 本学の実習倫理の方針の確立(平成16年12月)(表5)

策定した実習倫理の方針案(表5)を教授会で、審議した後、承認した。これにより、本学の実習倫理の方針

として確立した。

V おわりに

現在、第三段階として、承認された実習倫理の方針にそって、各看護学実習で、具体的な実習倫理の手続きに関して取り組みを開始している。今後、この取り組みについて、個別性をふまえた上で、大学として普遍性のある方策、行動を評価、検討していくことが必要と考える。この評価、検討を不断に継続していくことが、実習倫理の質を高めていくことにつながり、看護実践力の倫理的な能力育成へとつなげていけると考えるからである。

最後に第一段階として行った、倫理的な手続きに関する調査に、お忙しい中、ご協力いただきました実習施設の皆様に心から御礼申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 大西香代子, 田高悦子, 大申靖子: 看護学教育の臨地実習における倫理教育のあり方に関する研究 第1報, 実習記録の記載・取り扱い, 第23回日本看護科学学会学術集会講演集, 183, 2003.
- 2) 田高悦子, 大西香代子, 大申靖子: 看護学教育の臨

- 地実習における倫理教育のあり方に関する研究 第2報, 受け持ち患者のインフォームド・コンセント, 第23回日本看護科学学会学術集会講演集, 184, 2003.
- 3) 大西香代子, 田高悦子, 大串靖子: 臨地実習における個人情報取り扱いに関する研究, 日本看護科学学会誌, 25(1), 23-30, 2005.
- 4) 橋本信也: 今, 医療に求められる「医の心」, 日本医学雑誌, 134(1), 55-62, 2005.
- 5) 星野一正編著: 生命倫理と医療, 179-191, 丸善, 1994.
- 6) 赤林朗: 臨床倫理学とは何か, 医療従事者の観点から, 週間医学界新聞, 2212号, 1996年10月21日.
- 7) 清水哲郎: 倫理的な能力をどうはぐくむか, 臨床倫理の立場から, 日本看護学教育学会誌, 14(3), 63-67, 2005.
- 8) サラ T. フライ (片田範子, 山本あい子訳): 看護実践の倫理, 倫理的意思決定のためのガイド, 23-28, 日本看護協会出版会, 1998.
- 9) 木村利人: 医の倫理の課題と展望, バイオエシックスの視座から, 最新内科学体系 医師と患者, 中山書店, 1997.
- 10) 小島操子: 終末期医療における倫理的課題, ターミナルケア, 7(3), 192-199, 1997.
- 11) アン J. デーヴィス監修, 見藤隆子, 小西恵美子, 坂川雅子編集: 看護倫理, 理論・実践・研究, 日本看護協会出版会, 2002.
- 12) 看護倫理検討委員会: 委員会報告, 看護倫理からみた東海大学病院事件, 報道が問わなかった問題を問う, 日本看護科学学会誌, 11(2), 76-79, 1991.
- 13) 看護倫理検討委員会: 委員会報告, 臨時脳死及び臓器移植調査会の最終答申, 脳死及び臓器移植に関する重要事項について, 日本看護倫理検討委員会の見解, 日本看護科学学会誌, 12(4), 84-87, 1993.
- 14) 看護倫理検討委員会: 委員会報告, 臓器移植法による移植医療と看護のあり方に関する見解, 日本看護科学学会誌, 21(3), 80-90, 2001.
- 15) 手島豊: 今, 医療に求められるもの, 法学の観点から, 日本医学雑誌, 134(1), 42-46, 2005.
- 16) 大槻眞一郎: ヒポクラテスの医師像, 医療における心とことば, 中央法規出版, 1994.
- 17) 大西香代子: 倫理的な能力をどうはぐくむか, 基礎教育の立場から, 日本看護学教育学会誌, 14(3), 48-53, 2005.
- 18) 木村利人: いのちを考える, バイオエシックスのすすめ, 日本評論社, 1987.
- 19) 楠本万里子: 倫理的な能力をどうはぐくむか, 情報管理の立場から, 日本看護学教育学会誌, 14(3), 58-62, 2005.
- 20) 杉本つとむ: 医戒 幕末の西欧医学思想, 現代教養文庫, 社会思想社, 1972.
- 21) 杉本つとむ: 江戸蘭方医からのメッセージ, ベリカン社, 1992.
- 22) 長岡榮子: 倫理的な能力をどうはぐくむか, 臨床の立場から, 日本看護学教育学会誌, 14(3), 53-57, 2005.
- 23) 日本看護協会編: 看護者の基本的責務, 基本法と倫理, 日本看護協会出版会, 2003.
- 24) 和辻哲郎: 人間の学としての倫理学, 岩波書店, 1961.